

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 060-0031

ふり がな さっぽろし ちゅうおうくみた1じょうひがし 2ちょうめ 5ばん3
住 所 札幌市中央区北1条東2丁目5番3

ふり がな ほっかいどう そうごう つうしんもうかぶしきがいしゃ
氏 名 北海道総合通信網株式会社

取締役社長 みやもと えいち 宮本 英一

(連絡先)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

1. 平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定について

意見提出者	該当部分()	再意見
ソフトバンクBB株式会社 殿 ソフトバンクテレコム株式会社 殿 ソフトバンクモバイル株式会社 殿	別紙2頁21行目 【総論】 また、 <u>電気通信事業の施策は、「社会厚生の高さ（設備競争による）」よりも、多様なサービスが競争的に提供されることを通じて電気通信事業法第1条の「国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進すること」を重視するのにかについても方針を明確にする必要があると考えます。</u>	サービス競争にあたっては、サービス提供するための設備が必要ですので、サービス競争と同時に設備競争も必要と考えます。 また、公正な競争環境のもと、両方の競争を通じて利用者にとって利用インセンティブを高める多種多様なサービスの創出・提供することにより「国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する」へ繋がるものと考えます。 従って、設備競争とサービス競争のバランスを保ちながら進めていくことが必要と考えます。
	別紙5頁5行目 <u>2. 接続料算定に係る問題</u> <u>(1) 算定方式及び算定期間</u> 算定方式については、 <u>光アクセス回線が今後も「相当の需要の増加が見込まれる」状態と考えられるため、本申請どおり将来原価方式とすべきと考えます。また、その算定期間については、できるだけ長期間、安定的な接続料設定を行えるよう、接続料規則に規定されている最大期間の5年間とすべきと考えます。</u>	接続料算定に際しては、実際のコスト算定と同様に行うことが重要と考えます。 これまでのコストは、将来原価方式で算定されておりますが、実際のコストを反映した実績原価方式に移行することが必要と考えております。 今回、将来原価方式にて算定された現行接続料の原価算定期間においては、実績費用が予測費用を大幅に下回っており、需要を過度に見積もっていることに起因するものと考えます。 これは、長期間の需要予測は困難であり、算定期間を3年から5年に引き延ばすことで乖離が益々大きくなる可能性があります。 従って、算定期間は短期間化し、より実際のコスト・需要に近づける必要があると考えます。
	別紙5頁11行目 <u>(2) 需要予測</u> 本申請における需要予測には、 <u>以下のような問題があると考えており、見直しが必要であると考えます。</u> ・ 「光の道」構想の目標には明らかに達しない需要予測であること ・ NTT東西殿がFTTH小売市場で圧倒的シェアを確保することを前提とした需要予測であること また、分岐端末回線単位の接続料が設定された場合、接続事業者の需要が増大することが明らかであるため、その場合には需要予測は当然見直されるものと考えます。	「光の道」構想実現に向けての取りまとめでも述べられているとおり、光の道の整備に際しては、地理的条件や経済合理性の観点から、ケーブルや無線ブロードバンドの有効活用を図ることが適当であるとされており、NTT東西殿の加入光ファイバの需要予想のみで「光の道」構想の目的に達しないとする意見には、疑問を感じます。 加えて、今回、将来原価方式にて算定された現行接続料の原価算定期間においては、実績費用が予測費用を大幅に下回っており、これは需要を過度に見積もっていることに起因するものと考えております。 この内、NTT東西殿は実績費用と予測費用の差額を乖離額調整制度によって回収可能であることから、実際は後年度に接続料の実質的な値上に繋がることとなります。 この値上分について、NTT東西殿は回収可能ではありますが、NTT東

意見提出者	該当部分(____)	再意見
	<p>別紙5頁19行目 <u>(3) 光ファイバに係る経済的耐用年数</u> <u>前回認可申請時の弊社共意見書3でも述べたように、最新の技術や市場動向を踏まえて光ファイバの経済的耐用年数を推計することが必要であり、30年以上といったより長期間の経済的耐用年数を採用すべきと考えます。</u></p>	<p>西殿と接続している事業者は實際上、価格に転嫁することは不可能であることから費用増加となることが予想されます。 これは、NTT東西殿以外の事業者への経営上の不安定要素となりかねません。 従いまして、公正競争条件確保の観点から過度な需要の積み上げは行わず、より確度の高い需要の積上げに見直すことを希望いたします。</p> <p>弊社は北海道を基盤として自前で線路設備を敷設しサービスを行っている事業者であります。 弊社の加入光ファイバの殆どは架空ケーブルであり、ケーブル外皮の劣化、道路管理者からの要請移設、災害等による断線などに伴う張替えが依然として多く発生していることから、同一の光ファイバを長期間に亘り利用することは、実際上ありえないと考えております。 更に、長期間の耐用年数を採用することは、未償却残高(除却損)を増加させることに繋がり、費用増加要因になりかねません。 従って、接続料算定の基礎となる経済的耐用年数と言えども実態に近づけ、長期化すべきではないと考えます。</p>
<p>イー・アクセス株式会社 殿 イー・モバイル株式会社 殿</p>	<p>別紙1頁21行目 ・光アクセス市場の課題 2000年初頭来、ブロードバンドを急速に普及させたADSLでは、新規参入事業者が牽引役となり健全なサービス競争が進んだ一方で、FTTHでは光インフラまでも含めた設備競争が主体であること、並びに利用者料金がメタル系サービスと比べても高水準になっていることなどに因って、成長率は徐々に鈍化している状況である。 さらに、光インフラまでも含めた設備競争主体の市場構造の中で、NTT東西殿の独占化傾向(シェア約75%まで上昇)の問題も指摘されている。また、設備競争においては先行者利益が強く働くため、<u>NTT東西殿や電力系地域事業者以外の参入は見込めないものと推測される。</u></p>	<p>設備競争においては、設備投資のリスクを背負いNTT東西殿や電力系地域事業者以外にもCATV事業者なども多数参入しております。 また、設備競争の促進については、電柱・管路等の線路敷設基盤の開放と新しい無線技術の導入等によるアクセス網の多様化の推進などが行われてきた状況であり、「参入が見込めないものと推測」と言う意見につきましては疑問に感じます。</p>

以上